

強行犯・特殊犯事件即報要領の改正について

〔 令和 5 年 7 月 13 日  
大通達甲（捜一）第 7 号  
刑事部長から刑事部捜査第  
一課、各警察署長宛て 〕

（概 要）

この通達は、強行犯・特殊犯事件を認知した場合における即時報告に関して、必要な事項を定めたものである。